



～ 疲れた心に、ちょっと一息～ 穴水町の明るい話題をお届けします。

### ●町内の小中学校が再開しました

1月1日の能登半島地震発生から臨時休校が続いていた町内の小中学校が久しぶりに再開し、友達や先生と顔を合わせて笑い合う子ども達の姿が、穴水町に戻ってきました。（避難等の関係でオンライン参加している児童・生徒もいます）

学校再会からしばらくは午前中だけの授業でしたが、2月5日からは支援物資を使った昼食提供も始まり、午後の授業も再開となりました。

つらい現状の中、子ども達は前を向いて一歩ずつ進んでいます。元通りの生活に戻るには時間がかかりますが、子ども達の笑顔・頑張りを励みに、みなさんも復興を目指して、前に進んで行きましょう！！



【穴水中学校：1/26 再開】



【向洋小学校：1/26 再開】



【穴水小学校：1/29 再開】



【学校昼食の様子：2/5】

### ●全国の子ども達から、穴水町の子ども達へ

被災地への支援として、全国の子ども達が様々な活動を行っています。

穴水町にも1月26日、武蔵野市立第一小学校（東京都）から義援金が届けられました。同校の代表委員会の児童が話し合い、行われることとなった募金活動では、児童・保護者・教職員から計20万4,867円が集まり、同校教員の小松京子先生（穴水町出身）より大間教育長へ手渡されました。

また、町と「災害時相互応援協定」を締結している、八百津町（岐阜県）の小中学校全6校からも義援金をいただきました。震災発生後に開催された、八百津町内の児童会・生徒会の代表が集まる「八百津町児童生徒会サミット」の中で、「私たちが今すぐできる支援を」との声があがり、各学校で募金活動が行われました。集まった義援金29万4,618円は、金子政則八百津町長へ届けられ、2月8日に瀬瀬（こうけつ）幸美八百津町副町長らが穴水町役場を訪問した際に、吉村町長へ手渡されました。

#### 武蔵野市立第一小学校



募金活動の様子



小松先生から大間教育長へ

#### 八百津町 全6小中学校 （小学校：4校、中学校：2校）



八百津町児童・生徒一同から  
金子八百津町長へ



瀬瀬八百津町副町長から  
吉村町長へ



令和6年能登半島地震により被災した方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を配分します。

※義援金は、石川県・日本赤十字社石川県支部・石川県共同募金会に寄せられたものです。

**注：全住民一律5万円の配分は、準備ができましたらお知らせします。**

**全住民一律5万円の配分に関する問合せは、石川県にお問い合わせください。（☎0120-102-829）**

## 【配分対象・金額】

被害区分		対象	申請方法	金額
人的被害	死亡者	穴水町に住民登録があり、死亡した事実が死亡診断書等により証明された方（災害関連死含む）	災害弔慰金の対象となった遺族に配分します <b>申請は不要</b>	20万円 / 人
	重傷者	震災により、1か月以上の治療を要する負傷を負った方	<b>負傷した本人が申請</b>	10万円 / 人
住家被害	全壊	罹災証明書で「全壊」と認定された世帯	被災者生活再建支援金を ◎申請した世帯 <b>申請は不要</b> ◎申請していない世帯 <b>世帯主が申請</b>	20万円 / 世帯
	大規模半壊	罹災証明書で「大規模半壊」と認定された世帯		15万円 / 世帯
	中規模半壊	罹災証明書で「中規模半壊」と認定された世帯		10万円 / 世帯
	半壊	罹災証明書で「半壊」と認定された世帯		5万円 / 世帯

**【必要書類】** ・令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書（窓口等でも準備してあります。）

・通帳またはキャッシュカードの写し

※申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入して提出してください。

上記のほか、次の（1）～（2）に該当する方は、それぞれ以下の書類も必要となります。

（1）人的被害（重傷者）：医師の診断書の写し

（2）住家被害：①罹災証明書の写し ②被災家屋に住民登録がない場合は、居住していた事実を証明する書類

③「みなし全壊」で申請する場合、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

**【受付開始】** 令和6年2月16日（金）受付開始

**【申請方法】** ①窓口での申請・・・役場1階101会議室（被災者生活再建支援金窓口）で手続きしてください。

受付時間：午前9時～午後5時

②郵送での申請・・・申請書等の必要書類を以下の宛先へ送付してください。

〒927-8601 石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地 穴水町議会事務局 宛

**【注意事項】** 今後、追加配分がある場合は、同じ口座に振り込みます。（再度の申請は必要ありません。）

**【問合せ先】** （1）配分対象及び配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局（石川県健康福祉部企画調整室） ☎076-225-1412

（2）申請手続きに関すること ①会計課：☎52-3690 ②議会事務局：☎52-3700



令和6年能登半島地震により、居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅被害に応じた支援金を支給します。詳細については、住民福祉課へお問い合わせください。

※今後、制度内容の変更・追加がある場合は、その都度お知らせします。

- 【支援金の種類】 ①基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給される支援金  
 ②加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給される支援金

- 【支給対象世帯】 ①全壊世帯 ②解体世帯（半壊解体・敷地被害解体） ③大規模半壊世帯 ④中規模半壊世帯

### 【支給額】

対象区分		①基礎支援金	②加算支援額		合計額（①＋②）
複数世帯 ※被災時の世帯人数が 2人以上の世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	無し	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃貸	25万円	25万円

※単身世帯の場合は、3/4の金額を支給します。

- 【申請期間】 ①基礎支援金… 災害のあった日から13か月の間（令和7年1月31日まで）  
 ②加算支援金… 災害があった日から37か月の間（令和9年1月31日まで）

### 【必要書類】

支援金の種類	準備する書類	全壊世帯	解体世帯		大規模半壊世帯	中規模半壊世帯
			半壊解体世帯	敷地被害解体世帯		
基礎支援金 ※中規模半壊世帯の 場合は、加算支援金	罹災証明書	●	●	●	●	●
	住民票の写し	●	●	●	●	●
	預金通帳の写し	●	●	●	●	●
	解体証明書 または滅失登記簿謄本		●	●		
	敷地被害証明書類			●		
	長期避難世帯証明書					
加算支援金	契約書等の写し	●	●	●	●	●



## 災害弔慰金・災害障害見舞金

住民福祉課：☎ 52-3621



令和6年能登半島地震により亡くなられた方のご遺族、または重度の障害を受けた方に対し、災害弔慰金や災害障害見舞金を支給します。詳細については、住民福祉課へお問い合わせください。

### 【災害弔慰金】

対象者	条件	
震災により 死亡された方のご遺族 (配偶者・子、父母、孫など)	死亡者が 生計維持者	500万円
	死亡者が その他の方	250万円

### 【災害障害見舞金】

対象者	条件	
震災により 重度の障害を受けた方 (両目失明、要常時介護など)	障害を受けた方が 生計維持者	250万円
	障害を受けた方が その他の方	125万円



## 令和5年度物価高騰対応重点臨時給付金

住民福祉課：☎ 52-3650



昨年12月下旬に対象世帯宛に「確認書」を送付していますが、震災により紛失した方は確認書を再発行しますので、住民福祉課へご連絡ください。窓口にて直接手続きが可能ですが、お越しの前に必ず電話連絡をお願いします。詳しくは、住民福祉課へお問い合わせください。

**【対象世帯】** 令和5年12月1日時点で穴水町に住民票があり、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯  
※住民税が課税されている方の被扶養者世帯を除く

**【申込期限】** 令和6年2月29日(木)



## 生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付

社会福祉協議会：☎ 52-0378



令和6年能登半島地震で被災した方に、当面の生活費をお貸しします。詳細については、穴水町社会福祉協議会へお問い合わせください。

**【対象世帯】** 令和6年能登半島地震で被災し、当面の生活資金を必要とする世帯

**【貸付金額】** 10万円以内（①～④に該当する場合は20万円）

- ①世帯員の中に死亡者がいるとき
- ②世帯員に要介護者がいるとき
- ③世帯員が4人以上
- ④重傷者・妊産婦・学童児童（12歳以下）がいる場合

**【据置期間】** 貸付の日から1年以内

**【返済期間】** 据置期間終了後、2年以内

**【貸付利子】** 無利子 ※延滞利子は、償還期間後の残元金に対して年3.0%

**【保証人】** 不要



## 罹災証明書の発行・交付

税務課：☎ 52-3621



罹災証明の申請・発行につきましては、混雑を避けるため、被害認定調査の終了した地区から順次、ご案内しています。罹災証明書は、申請時に即時発行します。

調査が終了し、発行可能となった地区へは順次ご案内します。最新情報については、町公式ホームページをご覧ください。

【申請窓口】 穴水町役場 1階ロビー 罹災証明書申請 特設窓口

【受付時間】 9:00～17:00（土日、祝日も受付します）

【発行可能地区】 穴水地区、住吉地区

【今後の発行予定】 2月17日（土）：兜地区 受付開始 2月21日（水）：諸橋地区 受付開始



## のと鉄道七尾線の代行バス運行



七尾駅～能登中島駅間の運行再開に伴い、2月15日から代行バスの利用区間・出着時刻が変更していますので、ご利用の際はご注意ください。詳しくは、のと鉄道のホームページをご覧ください。

### 【七尾方面行】

駅名	乗降場所	時刻							
		5:55	7:00	8:10	12:15	14:30	15:55	16:50	18:10
穴水駅	四季彩々前								
能登鹿島駅	旧お食事処ハ味 自販機前	6:05	7:10	8:20	12:25	14:40	16:05	17:00	18:20
能登中島駅	能登中島駅前ロータリー	6:25	7:35	8:45	12:50	15:05	16:30	17:25	18:45

### 【穴水方面行】

駅名	乗降場所	時刻							
		7:45	9:00	10:50	14:40	16:50	17:50	19:10	20:30
能登中島駅	同上								
能登鹿島駅	北鉄奥能登バス バス停前	8:10	9:25	11:15	15:05	17:15	18:15	19:35	20:55
穴水駅	同上	8:20	9:35	11:25	15:15	17:25	18:25	19:45	21:05



## 奥能登⇄金沢間の無料バス運行



1月25日より、金沢駅から輪島・珠洲・宇出津を結ぶ路線で1日4往復運行しています。運賃は約1か月間無料ですので、ぜひご利用ください。詳しくは、北陸鉄道のホームページをご覧ください。

### 【金沢行】

走行ルート	穴水此の木	穴水駅前	金沢到着
輪島 ⇒ 金沢	12:50	12:55	16:30
	15:50	15:55	19:30
珠洲 ⇒ 金沢	16:20	16:25	20:00
宇出津 ⇒ 金沢	15:50	15:55	19:30

### 【奥能登行】

走行ルート	金沢駅発	穴水駅前	穴水此の木
金沢 ⇒ 輪島	7:30	9:30	9:35
	9:00	11:00	11:05
金沢 ⇒ 珠洲	7:00	9:00	9:05
金沢 ⇒ 宇出津	8:00	10:00	10:05



## こども家庭センター 再開

こども家庭センター：☎ 52-3210



2月13日から、こども家庭センターを再開しています。

センターへ来る際は、空調設備がまだ故障中のため、暖かい服装で来てください。トイレも仮設トイレを利用していただくことになります。

また、支援物資としてミルクや離乳食、おむつなどの子ども用品が置いてありますので、ご自由にお持ち帰りください。



## 町内医療機関の診療時間

子育て健康課：☎ 52-3589



### 【医療機関】

医療機関名	診療時間
公立穴水総合病院 ☎ 0768-52-0511	9:00 ~ 12:00
北川内科クリニック ☎ 0768-52-3555	9:00 ~ 12:00 (月~土) 15:00 ~ 17:00 (月・火・水・金)
尾張循環器・糖尿病内科クリニック ☎ 0768-52-1515	9:00 ~ 12:00
まるおかクリニック ☎ 0768-52-8228	9:00 ~ 12:00 14:00 ~ 17:00
穴水こころのクリニック ☎ 0768-52-1012	9:00 ~ 11:30 13:00 ~ 15:00 (15時以降は要問合せ)

### 【歯科医院】

医療機関名	診療時間
まない歯科 ☎ 0768-52-1868	9:00 ~ 12:00
おおせと歯科クリニック ☎ 0768-52-1185	9:00 ~ 12:00
かど歯科医院 ☎ 0768-52-0118	9:00 ~ 12:00



## イベント情報

教育委員会事務局：☎ 52-3720

### ★N響メンバーによる訪問演奏

NHK交響楽団メンバーによる金管五重奏のミニコンサートを開催します。クラシックの有名曲など、お子様から大人まで楽しめる内容となっています。

当日は会場にピカチュウもやってきます！みなさま、ぜひご来場ください。

【日 時】 令和6年2月25日(日) 午後2時 開演

【会 場】 穴水中学校 体育館

【入場料】 無料(予約も不要です)

【主 催】 NHK交響楽団

【協 力】 株式会社ポケモン

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団





# 被災家屋等の公費解体・撤去 ①

環境安全課：☎ 52-3770



令和6年能登半島地震により被害を受けた家屋等について、生活環境保全上の支障の除去および二次災害の防止を図るため、申請に基づき町が所有者に代わって解体・撤去する「公費解体制度」の申請受付を開始します。詳しくは、環境安全課へお問い合わせください。

## 【対象物】①個人の家屋

- 罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定された家屋とその基礎
  - ※基礎部分の解体対象は、3階建以下の戸建住宅または2階建以下かつ10m以下の戸建住宅以外の建物
- 家屋に付属する浄化槽・便槽など ※住宅と併せて解体する場合のみ対象

## ②中小企業・公益法人等の事業用建物など

- 罹災証明書で「半壊」以上かつ生活環境保全上解体・撤去が必要と認める事業所等とその基礎
  - ※基礎部分の解体対象は、2階建以下かつ10m以下の戸建住宅以外の建物
- 事務所等に付属する浄化槽・便槽など ※事務所等と併せて解体する場合のみ対象

注：リフォームに伴う解体や、「屋根のみ」「外壁のみ」など、**建物の一部を解体する場合は対象外**です。  
 また、地下室・地下貯蔵庫などの地下埋設物についても、解体・撤去の対象外です。  
 注：住宅応急修理制度とは併用できません。

【受付予約】 令和6年2月21日（水）～3月31日（日） 午前9時～午後5時（毎日）

**申請には事前予約が必要です。下記の専用ダイヤルでご予約ください。**

**公費解体専用ダイヤル：☎ 0768-23-4176**

【申請期間】 令和6年2月28日（水）～9月30日（月） 予定 午前9時～午後5時

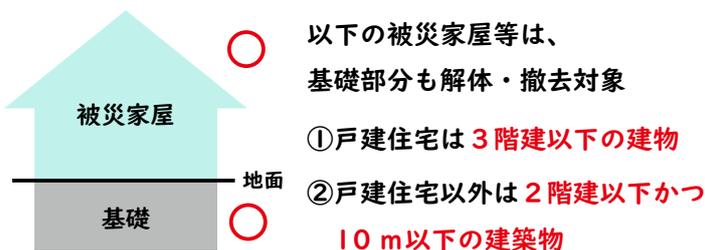
※当分の間、土・日・祝日も受け付けます。

【受付窓口】 穴水町役場2階 特設会場（203会議室）

※解体の順番については、二次災害防止等の観点から受付順とは限りません。

## 【イメージ図】

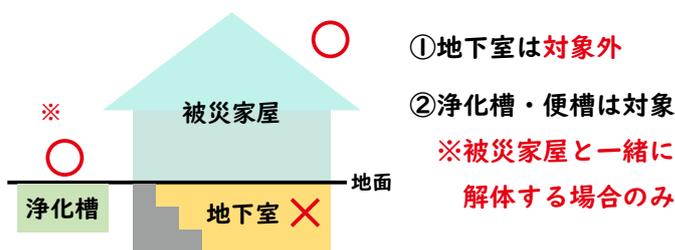
### 被災家屋等の解体対象範囲①



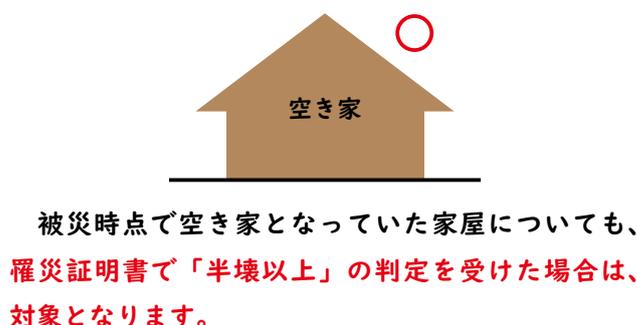
### 被災家屋以外の対象建築物① (倉庫など)



### 被災家屋等の解体対象範囲②



### 被災家屋以外の対象建築物② (空き家)





## ★受付に必要な書類等（罹災証明書があれば、発行手数料が減免になる証明書等もあります。）

### ■共通書類【個人・中小企業者・公益法人等】

必要な書類等	備 考
申請書	様式第1号（最後のページが「申請書兼同意書」となっています）
申請者の印 ・本人の場合⇒実印 ・代理人の場合⇒認印可	法人の場合⇒代表者印及び印鑑登録証明書 ※法人で代表者印の持出しが不可の場合は、代理人（代表者が来庁した場合を含む）の認印
申請者の身分証明書【原本】	・写真が付いていれば、1種類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等） ・写真が付いていない健康保険証などは、2種類 ※コピーをとってお返しします。
被災家屋等の罹災証明書【原本】	コピーをとってお返しします。【問合せ先】税務課
被災家屋等の建物配置図	敷地内の家屋等を上から見た時の配置及び概ねの形状・寸法がわかるもので、解体希望と残す家屋を明示したもの。手書きでも可。
被災家屋等の写真（現像したもの） ※罹災証明書がない方のみ	・被災家屋等の全景写真（解体する被災家屋等が特定できるもの） ・その他、危険な状況がわかる写真 ※カラーコピー可

### ■代理人が手続きを行う場合に必要な書類

必要な書類等	備 考
依頼者の委任状【原本】	委任状は所定のもの
依頼者の印鑑登録証明書【原本】	依頼者が法人の場合のみ

### ■共有者（相続手続き中を含む）がいる場合に必要な書類

必要な書類等	備 考
共有者全員の解体・撤去同意書【原本】	
共有者全員の印鑑登録証明書【原本】	共有者が町外の方のみ

### ■被災家屋等に抵当権等が設定されている場合に必要な書類

必要な書類等	備 考
債権者全員の解体・撤去同意書【原本】	
債権者全員の印鑑登録証明書【原本】	債権者が町外の方または法人の場合のみ

### ■登記上の所有者が死亡している場合に必要な書類

必要な書類等	備 考
所有者の死亡を証する書類	
相続人全員が確認できる戸籍謄本等	戸籍謄本等については本籍地の役所にて取得
相続人全員の登録印が押印された遺産分割協議書（申請者を除く）	債権者全員の分
相続人全員の登録印が押印された解体・撤去同意書【原本】	債権者全員の分

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いする場合があります。

※町外に在住の方は、必要書類が異なりますので、別途ご相談ください。

受付No.		号
-------	--	---

被災家屋等の解体・撤去に係る申請書

令和 年 月 日

穴水町長宛

申請者（被災家屋等の所有者） ※太枠内を記入してください。

家屋等所有者	住所1	〒		
	フリガナ氏名 (法人名称・代表者氏名)	実印	電話	自宅 ( ) - 携帯 ( ) -
	生年月日	(明・大・昭・平 年 月 日生)		
依頼代理人	住所2	〒		
	フリガナ氏名	印	電話	自宅 ( ) - 携帯 ( ) -
	依頼者との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 兄弟 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
連絡先	※解体立会い調整などの連絡先になります <input type="checkbox"/> 被災家屋等の所有者と同じ <input type="checkbox"/> 依頼代理人と同じ			
	住所3	〒		
	フリガナ氏名	電話	自宅 ( ) - 携帯 ( ) -	

(切り取り線)

私が所有する下記の被災家屋等は、能登半島地震により損壊しましたので、穴水町が解体及びそれにより生じた廃材の撤去を行うよう申請します。

なお、当該解体・撤去について、借地人、借家人、抵当権者及び根抵当権者等の関係者へ説明のうえ同意を得ています。

記

解体・撤去を依頼する被災家屋等概要 ※太枠内を記入してください。

所在地番	穴水町字 (アパート、ビル等の場合、名称 )
被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 ※り災証明書の被害状況
居住者（入居者）の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 退去予定月（令和 年 月頃）
備考 ※できるだけ正確に記入してください。	1. 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（依頼者以外 名） 2. 区分所有 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 3. その他敷地内の損壊・撤去 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 塀（ブロック塀等） <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> 被災自動車 <input type="checkbox"/> その他 ( )

